

香川県災害派遣福祉チーム活動実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書(以下「協定」という。)に基づく香川県災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)の運営及び活動に関し必要な事項を定める。

(チームの編成等)

第2条 チームの編成及び派遣調整等の後方支援を行うため、香川県社会福祉協議会内に災害福祉支援ネットワーク本部(以下「ネットワーク本部」という。)を置く。

2 チームは、以下の(1)～(4)の全てを満たす者(以下「チーム員」という。)により構成する。

(1) 別表1に掲げる者であって、当該業務経験を3年以上有すること。

(2) 別に定める研修を修了していること。

(3) 協定における構成団体(以下「構成団体」という。)の推薦を受けていること。

(4) 協定における施設等(以下「施設等」という。)に所属している者にあつては、当該施設等の長及び施設等を運営する法人の長の推薦を受けていること。

3 ネットワーク本部は、チーム員の居住地及び勤務地を考慮し、チームを編成するとともに、その総括責任者を指名する。

4 ネットワーク本部は、チームの活動に当たって必要となるビブス、プリンタ等の資機材を準備する。

(チームの区分等)

第3条 チームは、以下に定める役割に応じて「先遣隊」及び「支援隊」に区分する。

(1) 先遣隊

ア 協定における避難者等(以下「避難者等」という。)の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を判断する。

イ 協定における要配慮者(以下「要配慮者」という。)の心身状態を把握し、必要に応じて福祉避難所や福祉施設等適切な支援に繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を整理し、行政、医療又は福祉施設等と連携した支援体制を構築する。

(2) 支援隊

ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ 協定における避難所等(以下「避難所等」という。)において介護等の応急的な支援を行う。

ウ 避難所等の施設・環境面での福祉的な課題について、その解消に向けた調整を行う。

エ その他広く避難者等からの相談に応じ、避難環境を良好に保つための支援を行う。

2 チームの構成、派遣期間等については別表2を基本とする。

(各団体の役割等)

第4条 この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

(1) 県

被害情報を収集し、被災市町（現地災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行うとともにチームの派遣の要否を判断し、必要に応じてチームの派遣を要請する。

(2) ネットワーク本部

チームの事務局として、チームを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行い、被災地に派遣されたチームの後方支援を行う。

(3) 構成団体

チーム員の派遣及び派遣調整を行う。

(派遣要請及び活動報告)

第5条 協定第2条に基づく派遣要請は、香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、要請書の作成を省略し、口頭により要請することができる。

2 チームの総括責任者は、チームの活動終了後に、その活動状況等について香川県災害派遣福祉チーム活動報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）によりネットワーク本部に報告する。

(研修及び訓練等)

第6条 県及びネットワーク本部は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努める。

2 ネットワーク本部は、県及び市町の防災訓練等に、チーム員の参画を求めることができる。

(費用負担等)

第7条 ネットワーク本部は、協定第2条に基づき県から要請されたチームの派遣費用等については、別途県が定める基準により、県に請求する。

2 県は、平時におけるチームの研修、訓練その他チームの活動に必要な資機材の整備等に係る費用について、予算の範囲内で補助する。

(補則)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月6日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、看護師、 保育士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー、臨床心理士 児童心理司、管理栄養士 等
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、児童指導員、 心理担当職員、栄養士 等
その他	被災地の状況等により、県社協会長が特に必要と判断した者

別表2 (第3条関係)

区 分	派遣時期	構成職種	派遣期間
先遣隊	発災後概ね3日以内	社会福祉士、介護支援専門員、事務職等 ※状況に応じて、福祉支援の必要性を大 局的に判断し、他職種や現地関係者と 連携するための調整を行う。	1～3日程度
支援隊	発災後概ね4日～	介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等 ※具体的な福祉支援を行う。	引き継ぎを含 め5日程度